

死亡災害ゼロ・アンダー190 伊勢

令和6年
3月号

令和5年 労働災害発生状況

伊勢労働基準監督署
2月末速報値

伊勢労働基準監督署管内（伊勢市、鳥羽市、志摩市、度会郡）において令和5年1月1日から12月31日に発生した、休業4日以上[※]の死傷者数（新型コロナウイルス感染症に係る疾病者を除く。）は、令和6年2月末までに報告されたもので、**死亡者数は1人、休業4日以上[※]の死傷者数は247人**でした。

業種別では建設業・林業・旅館業が、事故の型では墜落・転落災害が大幅に増加しています。

令和5年の労働災害は既に前年の確定値を超え、**令和3年の247件を超え過去10年で最悪**となることほぼ確実です。

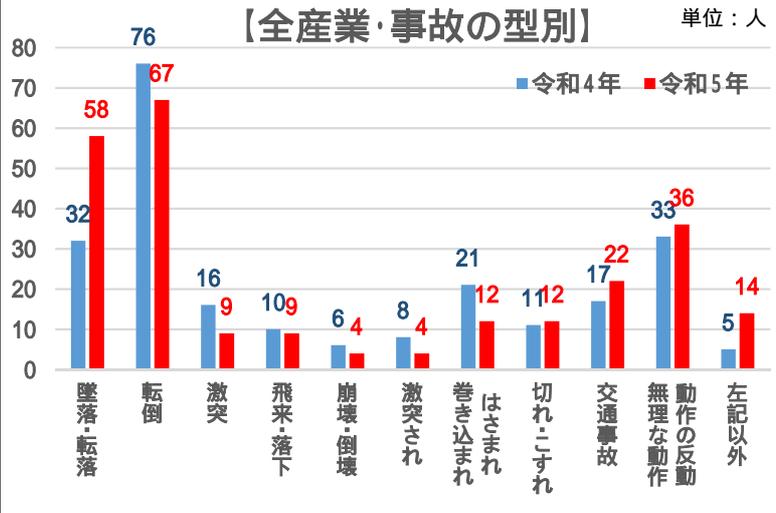
墜落・転落災害として最近よく発生している事例と、とるべき対策や直近の法改正で必要となった対策を裏面に簡単にまとめました。

「自社には特別危険な場所はない」と考えず、どのような業種においても墜落・転落災害は発生することを念頭においていただき、対策を講じていただくようお願いいたします。

【令和5年 休業4日以上[※]の死傷災害発生状況 伊勢署】

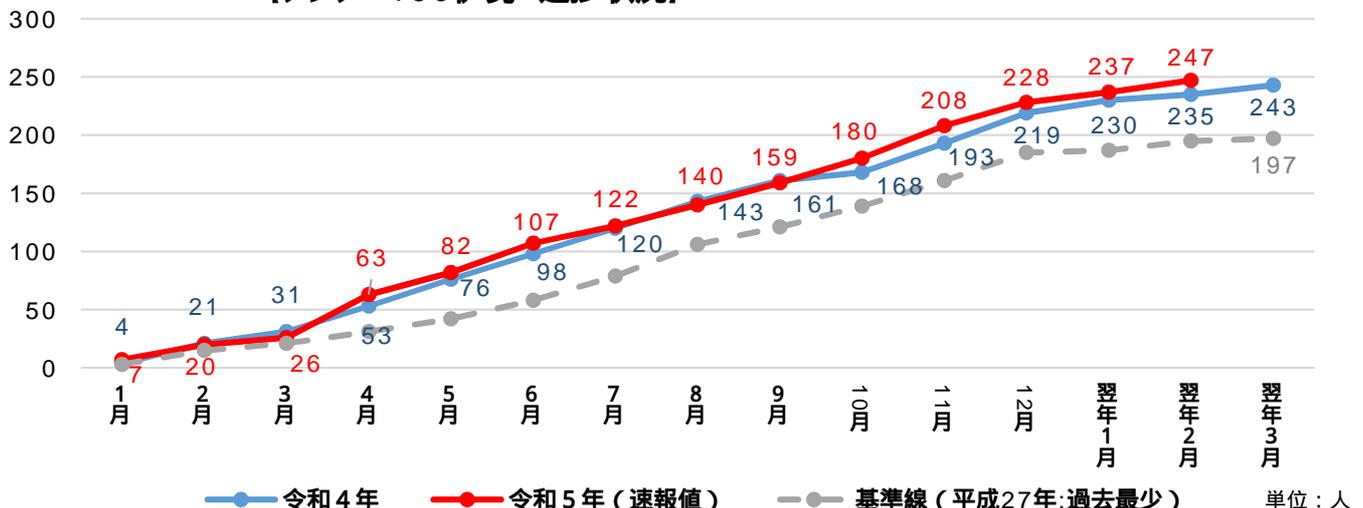
	令和4年		令和5年		前年比	
	死亡	死傷	死亡	死傷	(死亡)	(死傷)
全業種		235	1	247	+12	+5.1%
製造業		39		39	±0	±0.0%
建設業		26	1	36	+10	+38.5%
道路貨物運送業		15		9	-6	-40.0%
林業		4		7	+3	+75.0%
小売業		46		43	-3	-6.5%
社会福祉施設		34		25	-9	-26.5%
旅館業		16		25	+9	+56.3%

【全産業・事故の型別】



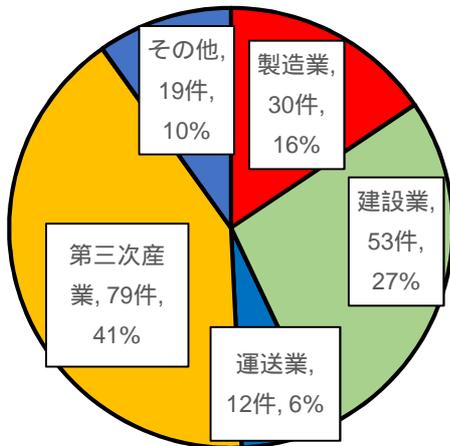
【アンダー190伊勢 進捗状況】

休業4日以上[※]の死傷者数
各月末の推移状況



墜落・転落災害を防止するために

墜落・転落災害(H30-R4)
業種別発生件数



近年の墜落・転落災害は、足場などの特別な場所ではなく、はしご・脚立、踏み台、車の荷台、階段などのどこにでもある場所で発生しています。

墜落・転落災害といえば、建設業がまず思い浮かびますが、実際のところ、既に墜落・転落災害の発生件数は第三次産業が約4割を占めており、あらゆる業種において対策をすべき災害類型となっています。

先月号でご案内したはしご・脚立からの墜落防止のほか、下記のようななどのような業種でも発生しうる災害事例について、この機会に社内で対策ができていますか確認をお願いいたします。

災害事例 1

高所の荷物を取ろうとして、踏み台に上っていたところ、荷物を取った際にバランスを崩し、墜落した。

災害事例 2

蛍光灯を取り換えようとしたが、脚立などが見当たらなかったため、机の上に椅子を置き、そのうえで蛍光灯を取り換えようとしたところ、バランスを崩し墜落した。



対策

1 危険な設備を絶対に使用しない

このような類型で最も危険なものは、そもそも人が乗ることを想定していない椅子などを使用してしまい、墜落してしまうパターンです。どのような事業場においても、電球の取り換えなどで高所作業を行うことがありうるかと思いますので、最低でも必要な高さの踏み台、はしご・脚立を購入し、その保管場所を周知し、必ずこれらの設備を使用させてください。

2 作業方法に応じた適切な設備を使用する

高所での作業を行う際は、様々な設備の中から、作業に応じた適切な設備を用いることが重要です。不適切な例としては、持ち運びが簡単だからと、小さく軽い踏み台を使用した結果、踏み台の端を踏んでしまい、踏み台がひっくり返り墜落したなどのケースがあります。

使い勝手も考えながら、できるだけ安定したものや固定可能なもの、手すり・支えなどが付いた体を支えやすいものを選定してください。

3 正しい使用方法を周知する

自宅で使用されている方が多い脚立でも、間違った使い方(脚立を跨ぐなど)をされている方は意外と多いです。

正しい使用方法を学び、周知するため、マニュアル化のほか、設備にシールなどで禁止行為や使用方法を張り付けるなどの方法も検討してください。